

再FAX

令和7年9月5日

事業者 各位

(一社) 福井県トラック協会

【至急のご案内】

物流事業者における人材確保支援事業補助金の予算枠が残りわずかです！！

物流業界の「2024年問題」への対応として、福井県が実施しているドライバーの免許取得および荷役作業省力化機器導入支援事業について、現在、助成金の予算枠が埋まりつつあります。そのため、対象となる事業者様は、早急に申請の手続きをお願い申し上げます。まずは、お電話にて当協会にお問い合わせください。

※予算が埋まり次第、受付終了となりますので、ご了承願います。

1 補助対象者（下記の事項をすべて満たすものとする。）

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、福井県内に本社を置く者
- (2) トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
- (3) 申請時点において、県税の滞納がない者であること
- (4) 令和7年4月1日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者であること

※但し、靈柩および軽貨物事業者は除く。

2 補助対象経費

令和7年4月1日～令和8年2月27日における、大型・中型免許取得費用および荷役作業の省力化を図る機器（テールゲートリフター・標準パレット等）の導入経費

○大型・中型免許については、令和7年4月1日以降に自動車教習所等に入校し、令和8年2月27日までの間に取得したものが対象

○荷役作業省力化機器については、令和7年4月1日以降から令和8年2月27日までの間に購入（納品・支払含む）が完了したもの。また、リースの場合は導入日から申請日までに支払ったリース料に対する補助となる。

※国の補助金（国庫補助金）との併用は可能。ただし、国の補助金を使用した場合は、上記の対象経費から国の補助金額を除くこと。

※当協会の助成金との併用は不可のため、本助成終了後、トラック協会の免許・テールゲートリフター等の助成を開始します。

3 補助額

経費区分	補助額（補助上限）	内容
大型・中型免許 取得費用	取得費用（税抜）の1／2 ※上限 15万円／人	大型・中型免許を取得するためにかかる経費
荷役作業省力化機器 導入経費	導入費用（税抜）の1／2 ※上限 50万円／社	荷役作業に使用する省力化機器を導入するための経費 複数機器の導入も可とするが、補助上限は1社あたり50万円とする 例：テールゲートリフター、標準パレット、アシストスツヅ等

※補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

4 申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月27日必着

※但し、予算額に達し次第、申請受付を終了します（先着順）

5 申請方法（下記書類を当協会へ郵送してください）

◆共通

- (1) 物流事業者における人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
- (2) 国庫補助金等の交付決定通知の写し（国の補助金等を受けない場合は省略できる）
- (3) 補助金の振込先口座の通帳の写し（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）
- (4) 地方消費税の納税証明書（証明書の取得は、福井県内の各税務署に申請してください）
→納税証明書は「その3の3」を取得願います。他の書類の場合、申請を受け付けできません。

◆大型・中型免許取得支援補助

- ①免許取得者の免許証の写し
- ②免許取得にかかる経費が分かる領収書等の写し（宛名は事業者名に限る）

◆荷役作業省力化機器導入経費支援補助

- ①荷役作業省力化機器導入にかかった費用の分かる書類の写し（請求書および支払いが分かる書類）
- ②導入した荷役作業省力化機器の写真
- ③リース物件の場合は、対象機器が明確化されたリース契約書および支払ったリース料が分かる書類の写し

※（1）の様式第1号については当協会HPをご覧ください。

福井県トラック協会 HP URL <https://www.fta.jp>

申請先：(一社) 福井県トラック協会 山岸宛 〒918-8115 福井県福井市別所町 17-18-1

お問い合わせ先： 0776-34-1713